

令和４年度 就学援助制度についてのお知らせ

就学援助は、お子さまが小・中学校で安心して勉強できるよう、国の法律に基づき、学習に必要な費用にお困りのご家庭に対して、学用品や給食などの経費の一部を援助する制度です。

倉敷市では、令和４年度の就学援助を次のように行います。

記

【申請の締切】

令和４年４月２５日（月）までの学校受付は、４月からの支給対象とし、以降、毎月１５日までの受付は当月から対象とします。新入学学用品費の支給は４月２５日（月）以前の申請者のみとなります。なお、令和５年１月１３日（金）を最終締切りとします。

【申請手続】

申請用紙は、各学校・教育委員会・福祉事務所に３月頃から用意していますので、希望者は各自で取得してください。就学援助費給付申請書に記入・押印し、学校へ提出してください。

※前年度に援助を受けた方や新入学学用品費の入学前支給を受けた方も、本年度の援助を希望される場合は申請書の提出が必要です。

※ご兄弟姉妹が別々の学校へ通う場合、それぞれの学校へ提出が必要です。

【対象者】

世帯が次のいずれかにあてはまり、教育委員会が援助を必要と認めた方です。

※世帯とは、生計をともにする全ての家族（同居の祖父母等を含む。）のことです。

下記の（ア）～（ウ）は、世帯全員が非課税や免除等に該当していなければいけません。

- （ア） 市民税の所得割が非課税または減免されている。
- （イ） 国民年金保険料の免除を受けている。（ただし、２分の１免除以上が対象。４分の１免除は対象外です。 国民年金第１号被保険者の産前産後期間の保険料免除は対象。）
- （ウ） 国民健康保険料の減免を受けている。（特別な事情により生活困窮している場合に限る。軽減ではありません。）
- （エ） 児童扶養手当の支給を受けている。（ひとり親家庭などに支給される手当。児童手当ではありません。）
- （オ） 生活保護が廃止または停止になったが、なお生活が苦しく学用品費などの支払いに困っている。
- （カ） 令和３年中の世帯全員の総収入が基準額以下である。（基準額は生活保護基準に準ずる額に一定の係数を乗じた額となりますが、家族構成や年齢などで異なり、申請を受け付けてから計算します。受給を希望する場合は、まず申請してください。）
- （キ） 病気や災害など特別な事情により家計が急変し、収入が著しく減少したため学用品費などの支払いに困っている。